１．治癒証明書が必要な病気

疾患名	出席停止期間の基準（学校保健法施行令及び施行規則による） ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで。または５日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終わるまで。
麻　疹(はしか)	解熱した後３日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺のはれが現れた後５日を経過し、全身状態が良好になるまで。
風　疹（三日はしか)	発疹が消失するまで。
水　痘（みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。
急性出血性結膜炎	医師によって伝染の恐れが無いと認められるまで。
咽頭結膜熱 （プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで。
結核	感染の恐れがないと認められるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと認められるまで。

２．医師の許可が必要な病気

疾患名	出席停止期間の基準（学校保健法施行令及び施行規則による） ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
ＲＳウイルス感染症	発熱や激しい咳が治まっていること。
流行性角結膜炎	医師によって伝染の恐れが無いと認められるまで。
感染症胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
マイコプラズマ肺炎	解熱し、咳が軽快するまで。
リンゴ病	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登園可能。
ヘンパルギーナ	全身状態の安定した者は登園可能。
手足口病	全身状態の安定した者は登園可能。
突発性発疹	解熱後１日以上経過し、全身症状が回復するまで。
とびひ	患部を覆えれば登園可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで。
溶連菌感染症	内服薬内服治療後２～３日後。

登園許可証の提出は必要ありませんが、必ず登園基準を守って登園してくださるお願い致します。

	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
発熱時の対応	＊ 発熱期間と同日の回復期間が必要 ・ 朝から 37.5℃を超えた熱とともに 元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れていない ・24 時間以内に解熱剤を使用している ・24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていた ＊ 1 歳以下の乳児の場合（上記にプラスして） ・ 平熱より 1℃以上高いとき （38℃以上あるとき）	＊ 前日 38℃を超える熱がでていない ・ 熱が 37.5℃以下で 元気があり機嫌がよい 顔色がよい ・ 食事や水分が摂れている ・ 発熱を伴う発しんが出ていない ・ 排尿の回数が減っていない ・ 咳や鼻水を認めるが増悪していない ・ 24 時間以内に解熱剤を使っていない ・ 24 時間以内に 38℃以上の熱はでていない
下痢時の対応	・ 24 時間以内に 2 回以上の水様便がある ・ 食事や水分を摂ると下痢がある （1 日に 4 回以上の下痢） ・ 下痢に伴い、体温がいつもより高め である ・ 朝、排尿がない ・ 機嫌が悪く、元気がない ・ 顔色が悪くぐったりしている	・感染のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に 2 回以上の水様便がない ・食事、水分を摂っても下痢がない ・発熱が伴わない ・排尿がある
嘔吐時の対応	・24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである ・食欲がなく、水分もほしがらない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪くぐったりしている	・感染のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない ・発熱がみられない ・水分摂取ができ食欲がある ・機嫌がよく元気である ・顔色が良い
咳の時の対応	＊前日に発熱がなくても ・夜間しばしば咳のために起きる ・喘鳴や呼吸困難がある ・呼吸が速い ・37.5℃以上の熱を伴っている ・元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れない ・少し動いただけで咳がでる	＊前日 38℃を超える熱はでていない ・喘鳴や呼吸困難がない ・続く咳がない ・呼吸が速くない ・37.5℃以上の熱を伴っていない ・機嫌がよく、元気がある ・朝食や水分が摂れている
発しん時の対応	・ 発熱とともに発しんのあるとき ・今までになかった発しんが出て、感染症が疑われ、 医師より登園を控えるよう指示されたとき ・口内炎のため食事や水分が取れないとき ・とびひ 顔等で患部を覆えないとき ・浸出液が多く他児への感染のおそれがあるとき ・かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき	・受診の結果、感染のおそれが ないと診断されたとき